

富士河口湖町移住・定住促進奨学金返還支援補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、富士河口湖町（以下「本町」という。）の地域産業の推進や地域の活性化を担う人材を確保し、町内への就業及び定着を促進するため、奨学金を返還する町内事業所等に勤務する者に対して、予算の範囲内において交付する当該奨学金の返還を支援する補助金（以下「補助金」という。）に関し、富士河口湖町補助金等交付規則（平成15年富士河口湖町規則第37号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 大学等 学校教育法(昭和22年法律第26号)に規定する大学、短期大学、大学院、高等専門学校、専修学校(専門課程・高等課程(高等専修学校))、高等学校(本科別科・専攻科)、中等教育学校(後期課程)及び特別支援学校高等部(本科・別科・専攻科)をいう。
- (2) 奨学金 独立行政法人日本学生支援機構が貸与する奨学金その他地方公共団体等が貸与する奨学金で町長が認めるものをいう。
- (3) 町内事業所等 町内に本店、事業所、事務所又は営業所等を有する法人又は個人事業主をいう。
- (4) 正規雇用 次のいずれにも該当する雇用形態をいう。
 - ア 期間の定めのない雇用であること。
 - イ 1週間の所定労働時間が同一の事業主に雇用される通常の労働者(短時間労働者及び有期雇用労働者の雇用管理の改善等に関する法律(平成5年法律第76号)第2条第1項に規定する短時間労働者以外の者をいう。)として締結した労働契約であって、1週間の所定労働時間が30時間以上であること。
 - ウ 雇用保険の一般被保険者として雇用されていること。
 - エ 被用者年金及び健康保険に加入していること。
- (5) 定住 本町の住民基本台帳に記録され、かつ、町内に居住し生活の本拠地とすることをいう。

(補助対象者)

第3条 補助金の交付の対象となる者(以下「補助対象者」という。)は補助金の交付申請をする日(以下「申請日」という。)において、次の各号の全てに該当するものとする。

- (1) 国家公務員法(昭和22年法律第120号)第2条に規定する国家公務員及び地方公務員法(昭和25年法律第261号)第3条に規定する地方公務員(同条第3項第5号に掲げる職を除く。)以外の者で、申請する年度の4月1日に本町に住民登録があり、現に居住している者
- (2) 初回の申請日から5年以上継続して町内に定住する意思を有している者
- (3) 大学等の在学期間に奨学金の貸与を受けた者
- (4) 初回の申請日の属する年度の4月1日時点において、大学等を卒業している満35歳未満の者
- (5) 町内事業所等において正規雇用で就業している者
- (6) 本町の町税等及び奨学金の返還を滞納していない者
- (7) 他の制度において奨学金の返還に係る補助金等を受けていない者
- (8) 富士河口湖町暴力団排除条例(平成24年富士河口湖町条例第15号)第2条第3号に規定する暴力団員等でない者

(補助金の交付対象)

第4条 補助金の交付の対象となる奨学金は、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 独立行政法人日本学生支援機構が貸与した奨学金のうち、第一種奨学金又は第二種奨学金
- (2) 地方公共団体等が貸与した奨学金で、町長が認めるもの

(補助対象経費等)

第5条 補助金の対象となる経費(以下「補助対象経費」という。)、補助金の額等は、次のとおりとする。ただし、予算の範囲内において交付するものとする。

補助対象経費	限度額
申請日の属する年度の前年の4月1日から翌年の3月31日までの期間において、補助対象者が返還した奨学金の額とする	月額2万円

2 前項の補助対象経費に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。

3 補助対象経費には、奨学金の返還に係る利子相当額は含めないものとする。

(補助対象期間)

第6条 補助金の交付の対象となる期間は、補助対象経費の最初の返還月から起算して60月を上限とする。

2 前項の規定にかかわらず、補助金の交付決定を受けている者が、第3条の各号に規定する要件を満たさなくなった場合は、その事由が発生した日以後の期間に係る補助金は交付しない。ただし、町長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

(交付申請)

第7条 補助金の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、富士河口湖町移住・定住促進奨学金返還支援補助金交付申請書兼実績報告書(様式第1号)に、次に掲げる書類を添えて、町長に申請するものとする。

(1) 住民票の写し

(2) 奨学金を貸与した機関が発行する奨学金の貸与を証するもの(初回申請時に限る。)

(3) 奨学金の返還額、返還開始月及び返還期間が確認できる書類の写し

(4) 大学等を卒業したことを証するもの(初回申請時に限る。)

(5) 就労証明書(様式第2号)

(6) 納税証明書(富士河口湖町の町税等の滞納がないことを証明する書類)

(7) 前各号に掲げるもののほか、町長が必要と認めるもの

2 前条第1項に規定する補助対象期間内に、第3条の各号の要件を満たさなくなったことにより、補助金の交付を受けることができなくなった者が、新たに当該各号の要件を満たし、補助対象者となった場合は、前条で定める補助対象期間の上限から、既に補助金の交付を受けた期間を除く残期間について、再度、補助金の交付を申請することができる。

(交付決定及び額の確定等)

第8条 町長は、前条の規定による申請があったときは、速やかにその内容を審査し、補助金の交付決定及び補助金額の確定をし、富士河口湖町移住・定住促進奨学金返還支援補助金交付決定通知書兼確定通知書(様式第3号)により申請者に通知するものとする。

(補助金の請求及び交付)

第9条 補助金の交付決定を受けた者は、前条の規定による通知を受けた日から起算して10日以内に、富士河口湖町移住・定住促進奨学金返還支援補助金請求書(様式第4号)により町長に請求しなければならない。

2 町長は、前項の規定による請求を受けたときは、速やかに補助金を交付するものとする。
(調査等)

第10条 町長は、補助金の交付決定の前後にかかわらず、必要があると認めるときは、調査を行い、申請者に必要な報告又は書類の提出を求めることができる。

2 前項の調査により書類の提出を求められた者は、速やかに応じなければならない。
(交付決定の取消し及び補助金の返還)

第11条 町長は、第8条の規定による通知を受けた者が、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付決定又は補助金の額の決定の全部若しくは一部を取り消すとともに、既に交付した補助金があるときは、その全部又は一部の返還を命ずることができる。

- (1) この要綱の規定に違反したとき。
- (2) 偽りその他不正の手段により補助金の交付決定又は補助金額の確定を受けたとき。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、町長が不相当と認める行為があったとき。

(補則)

第12条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この告示は、令和6年12月1日から施行する。

富士河口湖町長

(申請者)
住 所
氏 名
電話番号

富士河口湖町移住・定住促進奨学金返還支援補助金交付申請書兼実績報告書

富士河口湖町移住・定住促進奨学金返還支援補助金要綱第 7 条の規定により、下記のとおり関係書類を添えて申請するとともに実績を報告します。

就職先	法人・事業主名 本社・本店・事業所、事務所・営業所等の所在地 富士河口湖町
就職年月日	年 月 日

生年月日	年 月 日 (年齢 満 歳)			
奨学金の名称 (該当するものに ○印を付す。)	・独立行政法人日本学生支援機構の(第一種奨学金・第二種奨学金) ・その他の奨学金()			
貸与された 奨学金総額	円			
奨学金返還期間	年	月	～	年 月
奨学金返還開始日	年 月 日			
返還実績 ※月額 2 万円と 比較し少ない額	返還月	金額 (円)	返還月	金額 (円)
	4 月	円	10 月	円
	5 月	円	11 月	円
	6 月	円	12 月	円
	7 月	円	1 月	円
	8 月	円	2 月	円
	9 月	円	3 月	円
	返還額合計			円

交付申請額

<ul style="list-style-type: none"> ・年額 24 万円を上限とします。 ・1, 0 0 0 円未満は切り捨てます。 ・利子相当額は含みません。 	円
---	---

誓約事項

- 1 富士河口湖町の住民として本日から継続して5年以上町内に居住する意思があります。
- 2 富士河口湖町の町税等に滞納はありません。
- 3 奨学金の返還に関し、他の制度の補助金等は受給していません。
- 4 暴力団員ではなく、かつ、暴力団とは密接な関係を持っていません。
- 5 申請内容に虚偽又は不正があった場合、速やかに本補助金を返還します。

富士河口湖町移住・定住促進奨学金返還支援補助金の交付申請に当たり、上記事項について、誓約します。(□にレ印を付してください。)

添付資料

- (1) 住民票の写し
- (2) 奨学金貸与機関が発行する奨学金の貸与を証するもの(初回の申請時に限る。)
- (3) 奨学金の返還額、返還開始月及び返還期間が確認できる書類の写し
- (4) 大学等を卒業したことを証するもの(初回の申請時に限る。)
- (5) 就労証明書(様式第2号)
- (6) 納税証明書(富士河口湖町の町税等の滞納がないことを証明する書類)
- (7) 前各号に掲げるもののほか、町長が必要と認めるもの

就労証明書

氏名	
住所	
勤務先	名称 所在地 電話番号
就職年月日	年 月 日
雇用形態	<input type="checkbox"/> 正規雇用 所定労働時間が同一の通常の労働者として労働契約を締結し、かつ、所定労働時間が週 30 時間以上 <input type="checkbox"/> その他 (<input type="checkbox"/> 雇用期間の定めなし <input type="checkbox"/> その他：)
雇用保険	<input type="checkbox"/> 加入している <input type="checkbox"/> 加入していない
被用者年金	<input type="checkbox"/> 加入している <input type="checkbox"/> 加入していない
健康保険	<input type="checkbox"/> 加入している <input type="checkbox"/> 加入していない

上記のとおり相違ないことを証明します。

雇用主	年 月 日
	(事業所) 所在地 名称 代表者名 電話番号 担当者
印	
上記雇用主は富士河口湖町内に本店又は事業所、事務所又は営業所等を有する。	
<input type="checkbox"/> 該当する <input type="checkbox"/> 該当しない	

第 年 月 日 号

様

富士河口湖町長

印

富士河口湖町移住・定住促進奨学金返還支援補助金交付決定通知書兼確定通知書

富士河口湖町移住・定住促進奨学金返還支援補助金については、次のとおり補助金の交付を決定し、その額を確定しましたので通知します。

交付決定額（確定額）

円

年 月 日

富士河口湖町長 殿

(申請者)

住 所

氏 名

㊞

富士河口湖町移住・定住促進奨学金返還支援補助金請求書

年 月 日付 第 号で交付決定兼確定通知のあった
富士河口湖町移住・定住促進奨学金返還支援補助金を、富士河口湖町移住・定住促進奨学
金返還支援補助金交付要綱第9条の規定に基づき、下記のとおり請求します。

記

1 請求金額 金 _____ 円

2 振込指定口座

	銀行 農業協同組合 信用金庫 信用組合	支店・支所
普通・当座 預金(口座番号)		
フリガナ 口座名義		

※ 注意事項

- ・請求金額の訂正は無効です。
- ・口座名義人は申請者と同一人としてください。